

# 第2回新城市総合計画審議会

平成19年7月30日  
委員会室

認定：平成19年8月21日

=開会 午後3時=

(事務局)

皆様には本日、お忙しい中ご出席を賜り誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただ今から、第2回新城市総合計画審議会を開催させていただきます。はじめに事務局から、第1回審議会からこの間の経過説明をさせていただきます。2月の第1回審議会では、この計画の理念といたしまして、住民協働と公共のあり方を説明し、国際化への対応や情報基盤の活用を図り、市民の行動計画書とすること。また、住民自治を推進する計画とすることなどをお示ししたかと思えます。その中で、市民意見の収集につきまして皆さんからご意見をいただきましたので、改めて4月の下旬、書面にて市民意見の反映方法について、また専門部会との関わり方についての今後の予定についてお知らせしたところでございます。それ以降、市民アンケート、市民ワークショップ、各種団体ヒアリングを行ってきたところでございます。以上、経過報告とさせていただきます、開会のごあいさつとさせていただきます。それでは会長からごあいさつをいただきたいと思えます。

(会長)

皆さん、本日はお忙しいところ、また大変お暑い中をお集まりいただきありがとうございます。今、課長さんからも報告がありましたように、2月の末に第1回の審議会を開いてから約5か月が経過しております。この間、只今説明がありましたように、市民意見ということでワークショップ、あるいは市民アンケート調査、各種団体ヒアリングと、様々な方法で意見を聞いてきました。そして今日は皆さんへ、その中身について報告いただくとともに、あとで皆さんにお諮りいたしますが、この総合計画の基本となる基本構想(案)についてご説明をいただくということで会を進めて参りたいと思えます。今日からいよいよ具体的中身の議論ということになります。どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

(事務局)

ありがとうございました。それでは本日の議題の3番目にあります「交替委員の紹介」をさせていただきます。この4月に地区代表区長さんの交替がありましたので紹介をさせていただきます。はじめに鳳来地区の大谷卓三様です。よろしく願いいたします。

(大谷委員)

鳳来の大谷でございます。16年の9月まで新城市商工会にいまして、その後、新城建設業協会の会長をやっております。今回は鳳来地区の区長会長ということでこの審議会に出させていただきますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

よろしく願いいたします。続きまして作手地区の代表区長さんであります林孝夫様です。お願いいたします。

(林委員)

ただ今、紹介をいただきました作手地区の代表区長、林孝夫と申します。年齢は72歳です。なぜ年齢を申しあげるとかと言いますと、第1回審議会の議事録を読ませていただいたその中に、40歳の委員さんの10年後の夢についての発言がありました。10年後と言いますとかなりの年となりま

すが、高齢社会を迎えるということで、何かお役に立てればと思います。どうかよろしく願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。続きまして職員にも異動がございましたのでご報告させていただきます。参事の細井でございます(自己紹介省略)。主査の佐宗でございます(自己紹介省略)。主任の松井でございます(自己紹介省略)。以上よろしく願いいたします。では4番目の議事に入りたいと思います。議事につきましては会長に進行をお願いしたいと思います。大貝先生、よろしく願いします。

(会長)

それでは早速、議事に入りたいと思います。ここで議事に入る前に、本日の会議の議事録署名者ですが、学識経験委員の下山さんと、公募委員の花井さんをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。では、はじめに報告事項として、(1)の「市民アンケート集計結果について」と、「市民ワークショップの結果及び各種団体ヒアリングについて」、事務局から報告をお願いいたします。

(事務局)

私からはアンケートの調査結果報告について説明をさせていただきます。本日配布の「資料1」をご覧ください。総合計画の策定に際しまして市民の方々の公共サービスに対する満足度や市民の皆さんのまちづくりへの考え方を把握するためにアンケートを実施いたしました。調査対象は18歳以上の住民の方、5,000人。それと市内の中学3年生全員506名へアンケートを行いました。このアンケートの4年ほど前に行われました合併協議会のアンケートと対象者数は同じであります。調査期間につきましては、6月の8日から22日までとしましたが、回答の方が22日以降も届いていきますので、基本的に7月以降に届いたものもすべて反映し集計を行っています。どのようなアンケート行ったかということでございますが、資料の後ろに載せてございます。回収結果でございますが、18歳以上の方5,000人の方に配布しまして有効回答が2,716でございました。回収率としまして、54.3%となっております。なお参考としまして4年前の合併協議会のアンケートでは56.4%ということで共に非常に高い数値だと思っております。中学3年生につきましては97%の回収率ということで、学校の先生をお願いしたこともあり、非常に高いものとなっております。現在アンケート結果については単純集計ができたところでございます。数値につきましては最終の数値ではなく、若干変わることもあるかと思いますがご了解いただきたいと思います。ここで、「満足度」の結果について若干ご紹介させていただきます。新城市の公共サービスについての回答をいただいているわけですが、4年前の合併協議会の時とほぼ同じ内容で設問をさせていただいています。現時点での傾向ですが、表を見ていきますと、ほとんどの項目で満足度は下がっております。とりわけ地域医療の項目につきましては非常に下がった結果になっております。今後、クロス集計を行い詳細な分析をしたいと思います。その結果につきましては、また審議会の皆様にご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。アンケートの結果については以上でございます。

(事務局)

続きまして、ワークショップと団体ヒアリングについて報告をさせていただきます。「資料2」をご覧

ください。まずワークショップですけれども、総合計画の策定に伴いまして、市が課題と思ってることにつかまして、市民の皆さんの考え方を総合計画に取り入れていきたい。それから総合計画を策定していることを市民の皆さんに PR したい。そんな目的で行いました。名称は「新城まちづくりワークショップ」として開催いたしました。参加者の状況につきましては、3回を通じて参加できる方ということで5つのテーマで公募をいたしましたところ、26名の応募があり、司会進行役の豊橋術科大のスタッフ、市職員と合わせまして40名程度で毎回行ってきました。テーマでございますが、テーマ1「地域の宝をどう活かしますか?」、テーマ2として「安心して子供を産み育てるには?」、テーマ3として「過疎をどうする。山間地域に住み続けるには?」、テーマ4として「第二東名開通後の市の姿?」こちらは応募がありませんでしたので開催しませんでした。テーマ5「協働って何?」、これらのテーマは市が課題として考えているものをテーマとして上げさせていただきました。実際の開催スケジュールですが、第1回を6月30日、この時には市の方から総合計画の概要について説明をし、皆さんから自己紹介をしていただき、テーマについて皆さんが考えていることを発表していただきました。第2回は7月6日、ここではテーマについて皆さんから出していただいた課題についてどんな解決策があるか、それを進めるにはどういった問題があるのかなどについて話し合っていたいただきました。第3回は7月20日、最終ということで、さらに話を深めていただきましてまとめをしていただき、グループを代表して皆さんに発表していただきました。このようにして3回を実施いたしました。グループの数ですが、テーマ3の「過疎をどうする?」のところに8名の応募がありましたので、ここを2つに分けさせていただきました。全部で5グループで行いました。全体の参加者としては66名、この中に総合計画の審議会の委員さんも5名ほど参加いただいておりますのでご報告いたします。延べの市民参加者数は70名となります。ワークショップのテーマが全体として少し難しいものを設定してしまったということ、また3回という少ない回数ということもありますが、すべてのグループがまとめて発表まで漕ぎ着けることができました。また、それぞれの専門部会から市職員がアドバイザーという形で1名から2名が参加させていただきましたので、今後基本計画ですとか、実施計画を専門部会が調整する段階においてワークショップの内容が生かされるかと思っております。結果の公表については現在取りまとめておりますので、まとも次第、市役所のホームページで何らかの形で報告したいと思っております。ワークショップについては以上です。

次に各種団体とのヒアリングについて報告をさせていただきます。全部で12回を予定していましたが、まだ1つ終わっていませんので11回行っています。まず、産業部会ですが、愛知東農協様をはじめ7団体と行っております。主には6月から7月に行っておりますけれども、実施の概要としまして市の専門部会の方で、今、市が抱える問題や課題についてまとめた資料をお示しし、それに対して意見を頂いたり、また各団体が考えている課題や解決方法、市政の方向についてご提案をいただきました。次の住環境部会ですが、「しんしろドリーム荘」と「新城IDリーダーグループ」、2団体と行いました。現在、市の方で光ファイバ情報網の整備を進めておりますが、情報化社会への対応をテーマに、市内の情報化についてどうしていくべきかというご提言をいただきました。次に教育文化部会ということで新城市文化協会とのヒアリング行いました。文化協会の現状、また市への要望というものをいただいております。体育協会とは現在日程調整中でございます。安心安全部会ですが、子育て中のお母さん方60名の方を対象に、子育てに対する不満ですとか、困りごと、どうい

った施策を望むかなどについて意見をいただきました。最後に自然環境部会ですが、新城で活動している自然環境に関する団体 20 団体以上にご案内し、14 団体にお集まりいただきました。主に活動の内容、団体の課題、市への要望などについてご議論いただきました。全体を通じまして、どの団体とも 1 回しかヒアリングを行っておりませんが、今後の計画の調整の状況によっては、またヒアリングをお願いすることになるかと思っております。また、資料は専門部会から報告のあった資料をそのままお付けしていますので、中には表現上不適切な部分があるかと思いますが、参考にしていただければと思います。以上でワークショップと団体ヒアリングの報告とさせていただきます。

(会長)

どうもありがとうございました。今の報告に対して何かご質問、あるいはご意見があればお願いしたいと思えます。いかがでしょうか。……今、事務局からは、時間の関係もあり概要の説明ということでしたが、少しご覧いただいて、具体的にここはどうかというご意見があれば伺いたいと思えます。

(A 委員)

今、満足度についてのお話があったんですけども、全体に合併してから下がっているということなんですが、その理由について何か原因が分かれば教えていただきたいと思えます。

(事務局)

満足度についてですが、市の内部にもこのアンケートの結果はまだお知らせしておりません。ただ、単純集計が出ましたものですから、事務局で整理して、いち早く、審議会の皆さんにお知らせすることとしたわけでございまして、満足度が下がった原因につきましても、内部でまったく検討を行っておりません。今後、分析・検討するなかで、順次報告させていただき予定でございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

(B 委員)

今の満足度についてですが、この集計は新城市全体でやっていますよね。地区ごとといひますか、旧市町村ごとの集計は行っているんでしょうか。満足度は、良いとこ、悪いとこが出てくると思うのですが、地区ごとの差というものがあると思うんですよね。その差は出ますか。

(事務局)

今後、満足度について、また他ものについても地域別、あるいは年齢別のクロス集計を行う予定でいます。それによって地区ごとや年齢ごとの傾向ということがわかるかと思えます。ただ、今は単純集計が出たところであり、クロス集計はまだ行っておりませんので、今後分析ができ次第、報告をさせていただきます。

(会長)

他にはどうですか。ありませんか。……。ワークショップについては、発表の結果がまとめ次第、市のホームページに掲載するということですのでそちらをご願ひいただきたいと思えます。団体ヒアリングにつきましても2枚目以降に詳細な報告が載っております。今この場ですべて目を通すのは大変ですが、また何か気づいたことがありましたらお願ひしたいと思えます。よろしいでしょうか。……。では、あとでご意見とかあれば事務局の方へ報告いただければよろしいかと思えます。では、報告事項についてはこの辺で終わりにさせていただきます。続いて諮問事項、

(2)「総合計画基本構想(案)について」を事務局から説明をお願いいたします。  
(事務局)

それでは諮問事項であります「第1次新城市総合計画基本構想(案)」についての概要を説明させていただきます。皆さんのお手元には、7月25日にお送りさせていただきました資料が届いているかと思います。実はこの基本構想(案)ですが、資料を発送する前日の夕方5時以降も策定委員会を行っております。そこで本日お諮りする成案のまとめを行っていたわけですが、部長さんたちの議論を通じて、まだ意見のまとまっていない部分がございます。後ほど詳しく申しあげたいと思いますが、審議会の審議を進める途中の段階で、改めてご提案をさせていただく部分があることを、まずはご了解いただきたいと思います。

それでは説明に入らせていただきます。はじめに、「目次と構成」をご覧ください。第1章の「序論」で総合計画策定の背景を述べ、続いて第2章で「基本構想」、第3章で「計画を推進するための行動指針」という構成になっていますが、この第1章から第3章までを合わせて、「基本構想(案)」として諮問をさせていただき、ご審議のうえ答申をいただくこととなります。

それでは、1ページ目をご覧ください。ここでは「計画策定の背景」の最初に、平成17年10月1日に新城市が誕生したその背景について述べ、合併によるスケールメリットを活かした行政運営の効率化が、地域発展の有効な手段であるとして旧3市町村の合併を選択しましたが、その実質的な最初の予算編成において未曾有の財源不足が生じるなど、前途多難の船出であったことに触れています。一方、旧3市町村で進められてきたまちづくり「各総合計画の理念」は、合併後のまちづくりの方向性を示した「新市まちづくり計画」へと受け継がれているとしたうえで、本計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく、基本構想を含む計画として、また、合併協議会による協議と合意の基に策定された「新市まちづくり計画」を包含する合併後、最初の「総合計画」として策定する旨を述べています。

次に2ページ目をご覧ください。「社会経済情勢の変化と新しい地方自治への展望」と題しまして、平成12年4月の地方分権一括法の成立により、地方分権社会への移行が制度として示され、同時に三位一体改革によって財政面からも地方自治体に対し自己決定・自己責任に基づく「自立」を求めていること、そしてその背景として、社会経済情勢の変化をあげています。低成長社会を迎える中で、価値観の変化・多様化が一層顕著となっていること、さらに地方の過疎化、少子・高齢化、国際化・情報化、財政悪化、格差社会の進行などの様々な社会経済情勢の変化が起こっていることに触れ、これらの課題解決は全国一律では進まず、個々の自治体の状況に応じた判断、意思決定が求められているとしています。次にもうひとつの背景として、地域社会で解決できない暮らしのニーズは、社会が対応すべき「公共」の仕事として身近な市町村などが担ってきましたが、効率性や公平性がより重視された結果として、行政が担う公共サービスの範囲と依存度が膨張し、自治体の財政を圧迫してきたとしています。本年5月、地方分権改革推進会議が地方政府の理念を発表しましたが、市民が自らの責任で決定・制御できる行政経営システムを構築するために、「公共」のあり方を再考し、行政管理から行政経営への転換する必要性を示唆していることをあげ、地方分権が求める「自立」と「協働」のスローガンを大きく掲げながら、今回の総合計画を、そのための経営戦略プランとして位置づける旨をうたっています。

次に3ページをご覧ください。ここでは「新都市の地政的役割」として、奥三河地方の玄関口にあり、広域行政、医療、経済分野の拠点都市として今後も大きな期待が寄せられていること、また、三河材の生産や水源涵養、国民休養地、潤いに満ちた居住環境を提供するなどの地域の役割に加え、交通・経済流通の要所となりえる地政的な役割を述べています。さらに、高規格交通網の整備とそれに伴う周辺整備や情報基盤の整備は、経済流通・情報・人の結びつきをはじめ、国際化やポータレス化をも飛躍的に加速させるとし、それに応じたより戦略性を持った行政施策、地域経営へと転換を通じて中山間地域における都市経営の先駆者としての地位の確立をめざすとしています。

次に4ページをご覧ください。ここから基本構想の核心部分に入りますが、まず、「計画策定の趣旨」として、これまでの総合計画に見られためざすまちの姿（将来都市像）を中心に総花的に施策を列挙する構成と決別し、将来都市像を実現するための行政運営の考え方「新都市の経営戦略」と手法（プロセス）「新たな公共」の姿と市民自治社会実現への取り組みを前面に掲げた総合計画とすることを宣言しております。そのうえで今回の総合計画を策定するにあたっての3つの視点を示していますが、1つは「行政経営の視点～実効性のある計画～」として、行政の基経営資源でもある財政、組織、人材、情報について、行政としての基本的な経営方針を示し、重点施策や分野別施策の優先順位を明確にすることで、より実効性の高い計画をめざすとしています。2つ目は「新たな公共」の視点ということで、公共サービスの範囲が日々複雑化・拡大し、市民ニーズや価値観が多様化する中で、公共の担い手を行政以外に広げていくことで、公共サービスの質を確保していく。そのために、それぞれの役割分担を明確にし「公共」の姿そのものを見直すことで、地域の自治力を高め、真の市民自治社会を実現するとしています。5ページに移りまして、3つ目の視点として「みんなで使う視点」をあげ、各施策に明確な数値目標と成果指標を設定するなど、進行管理ができる仕組みを取り入れるなど、「公共」を担うすべての市民が理解し、使える計画をめざすとしています。

次に「計画の構成と期間」についてですが、構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層構造とし、計画の期間は、基本構想が平成20年度から30年度までの11年間、基本計画、実施計画は、前期・中期・後期に分け、それぞれ3年、4年、4年としています。また、今回の総合計画の大きな特徴でもありますが、市長任期に合わせ計画を見直す時期をあらかじめ定める計画としています。

6ページに移りまして、計画の性格と特徴について5点にまとめています。1つ目が先ほど計画策定の背景でも触れましたが、「新市まちづくり計画を包含する計画」であること、2つ目が「市の最上位計画」であること、3つ目が「行政経営計画」であること、4つ目が「市民自治活動の指針となる行動計画」であること、そして5つ目が今申しました「見直し時期を明らかにした計画」とまとめました。

次に7ページに移りまして、ここではまず、まちづくりの基本理念として「新たな公共の姿が導く 市民自治社会の実現」を掲げています。市民が必要とするサービスを自ら選択し、市民の一人ひとりが住むことに愛着と誇りを持てる持続可能な地域社会を築いてい

くために、「公共」の姿そのものを見直し、まちづくりの多様な担い手が、「新たな公共」の担い手としての役割をさらに発展させ、行政との「協働」によるまちづくりを進めることをまちづくりの原点としています。また、行政の責任において、行政経営の戦略と手法、進捗状況などを常に示すなど「市民視点」の行政経営を行うとしています。

次に 8 ページから 9 ページにかけて、将来像や将来目標について述べていますが、冒頭に申し上げましたように、今回の基本構想の成案をまとめる策定委員会において、2 回ほど検討の場を設けてきましたが、議論の一致が図られていない状況にあります。今、示させていただきました(案)については、新市まちづくり計画に登載しました将来像や土地利用計画をベースに、説明文の修正であったり、第二東名等速道路周辺の土地利用の表現を加えたりしたものです。将来人口については、平成 27 年に約 48,000 人に減少することが予想されますが、目標年度である 30 年に 50,000 人にするための住環境整備を具体的に示す作業を現在行っております。次回以降の審議会に再度、提案をさせていただくことを予定していますのでご了解いただきたいと思います。

次に 10 ページから 13 ページにかけて、今回の総合計画の特徴で申し上げました、行政経営について、原則となる考え方と経営資源でもある財政、組織、人材、情報、それぞれの基本方針を示させていただきました。

まず、行政経営の原則であります、「成果重視型の市民満足度を基調とした行政経営への転換を図る」と宣言したうえで、マネジメントサイクルによる行政経営を全ての行政活動の原則とし、計画・実施・評価・改善の各段階での市民参加や協働、情報共有、市民ニーズの把握に努めるとともに、行政評価手法の確立、行政評価と人事評価の融合など、サイクルを正常に循環させるためのシステムの導入・確立を進めるとしています。また、合わせて「地方分権は国や県からの市町村への分権に留まらず、地域内、言わば市民への分権を進めることがその本旨である」という考えに基づき、行政組織内への分権と合わせ、地域内への分権を推進することを行政経営の原則にうたいました。

11 ページでは、行政経営の原則としたマネジメントサイクルの維持、定着を図るためのプログラムを 3 つ示しました。1 つは、「政策形成過程における市民参加(協働)」ということで、これまで行政側の見地から進められてきた市民参加を、主権者である市民の側からとらえ、「地域の公共的課題の解決に向けて、市民が行政や社会に対して何らかの影響を与えようとする行為」と位置づけ、主権者である市民が行政情報を共有し、行政経営に参加する機会を、日常の行政活動に定着させるとしました。2 つ目として、「行政評価制度による組織目標の設定、施策の評価と進捗管理」ですが、現在の新都市には行政評価の制度がございませんが、今回の総合計画の策定を通じ、施策ごとに何のために施策を行うのかを明確にするための「成果目標」と、その成果目標を達成するための事務事業の有効性・進捗を判断し管理するための「成果指標」を設け、それらを常に公表することで、総合計画に登載された各種施策・事業の目的や進捗状況を市民が理解し、管理できるシステムを構築しようと考えています。また、行政の部局ごとに「組織目標」を掲げ、公開することで、行政内の分権と市民との情報共有を図りたいと考えています。最後に 3 つめのプログラム



として、「行政評価と人事評価の融合」を掲げましたが、ここの職員が組織目標を基に個別目標を掲げることで、個別目標の達成がひいては組織目標の達成につながるという仕組みを構築していきます。以上、3つのプログラムを実施することで、行政経営の中心にマネジメントサイクルを定着させたいと思います。

次に13ページでは、行政の持つ経営資源ごとの基本的な配分・運用について考えを述べています。まず、「財政運営」ですが、すべての市職員がコスト意識を持って無駄を省くとともに、常に中・長期的な財政計画（推計）を定め公表し、市民を交えた目標管理や施策・事務事業の選択、優先度の明確化を図るとしています。また、歳入について、従来の発想を超えたグローバルな視野からの資金調達制度を研究・整備し、健全な財政運営をめざすとしています。

2つ目の「組織」については、成果目標や成果指標、補助金や交付金の目的や使途についても検証できるようにすること、部局間の連携を推進していきたいと思います。

3つ目の「人材」ですが、成果が適切に評価される人事評価制度の導入や市職員が自発的な研修制度を活用するなど、市職員の能力が経営に活かされる人材育成を進めるとしています。

4つ目の「情報」については、市民の知りたい有益な情報が常に得られるよう、情報基盤を活用した情報の発信、会議等の傍聴や議事録の公表など、方針決定に至るプロセスをわかりやすく公開するよう努め、市民に便利で透明性の高い行政経営を進めるとしています。

以上が、行政経営の原則と経営資源別の基本方針です。

次に14ページでは、今度は行政と市民の協働によって進めていくめざすまちの姿ということで、新市まちづくり計画に掲げた分類ごとに、将来都市像を簡単に表現しております。それぞれの紹介は省きますが、これから策定します基本計画において、これらの都市像を基に施策や事業の展開を掲載していくことになります。

次に15ページから20ページまでは、行政経営計画と併行した地域経営のための重点戦略、共通プロジェクトとして、3つのプロジェクトを示しています。

はじめに1つ目のプロジェクトとして「協働と市民自治社会の実現のためのプロジェクト」ですが、「ア」から「オ」まで、5つのプロジェクトを示しています。まず、「ア」としまして、「地域計画」の策定ですが、地域自治組織による「地域計画」の策定を推進していきます。地域計画は現在、「めざせ明日のまちづくり事業」を通じてその推進が図られていますが、今後、市では計画の策定や計画の達成に向けた支援に努めるとともに、地域計画を持つ地域において市が事業を行う際には、当該地域計画の趣旨やまちづくりの方向性に充分配慮するとしています。

次に「イ」ですが、市職員による地域担当制を導入します。これは旧作手村でも行われていたものですが、地域と行政のパイプ役として、行政情報の提供と地域課題の共有、課題解決に向けた多様な提案の把握に努めると共に、「地域計画」の策定を積極的に支援する制度として全市域を対象に創設します。

次に3つ目として「ウ」ですが、市民自治社会の実現と、地域の潜在的な活力「地域力」

を向上させる地域経営を進めるため、地方自治法に基づく地域自治区の設置、またはそこに至る過程段階での「テーマ型地域自治区」の設置をめざすなど、地域内分権の推進を図ります。また、行政組織の一部であるとともに地域自治組織としての役割を果たしてきた行政区ですが、機能低下が見られる地域もあることから、新たな公共の担い手という位置づけのもと、地域自治区の設置に向けた動きの中で、行政区の再編を推進して参りたいと考えています。

17 ページに移りまして、「エ」の自治基本条例制定への取り組みですが、市民自治社会の実現を図るための基本的ルールや各種制度の位置づけ等々を定める自治基本条例の制定に向けた、市民・議会・行政による議論を早急に進めるとしてしています。市がめざす市民自治と協働の姿、条例化の意義・必要性について明らかにするとともに、より多くの市民が議論の場に参加・情報共有できるよう広報活動・情報公開に努めて参ります。

「オ」の行政情報の共有プロジェクトですが、公平で透明性の高い行政情報の提供と共有に向けて、市が整備した光ファイバによる情報通信基盤を活用し、迅速かつ積極的な情報共有を可能とするための行政情報の公開ルールを定めるとしてしています。18 ページの解説の中で「行政情報公開の原則」について述べさせていただいていますが、市民主権である以上、行政情報の公開は、イコール提供・共有の視点に立つことが必要であり、最も効果的な方法で行うこと。また、開示請求の有無によらず、行政の責任において迅速かつ積極的に公開することが行政の責任であることを定めていきたいと考えています。

次に大きな2つ目のプロジェクトですが、「自立のためのプロジェクト」として3つの展開を示しています。まず「ア」としまして、「第2東名インター開設に伴う地域戦略と交流人口の拡大」について、住環境整備、新たな産業戦略の展開、交流人口の拡大に、多くの市民が関わり地域力の向上が図られるよう配慮しながら進めるとしてしています。

また、「イ」として「情報通信基盤を活用した地域間競争力の向上」をあげましたが、情報通信基盤整備を市民サービスの向上をはじめ、行政情報の共有による市民協働と住民自治社会の実現、地域産業の振興、防災対策、高齢化対策、定住促進、企業誘致など、諸課題の解消と地域力の増進を進めるための市の根幹的戦略と位置づけています。

3つ目の「ウ」ですが、「新たな財源確保に向けた投資事業や制度の研究・整備」ということで、グローバル的視野からの資金調達制度を研究・整備し、市民生活に必要な不可欠なサービスが安定的に供給されるよう努めるとしてしています。

19 ページに移りまして、プロジェクトの3つ目、「安全・安心プロジェクト」として3つを重点戦略としてしています。1つ目の「子育て支援対策」ですが、少子化の要因や背景に触れながら、少子化対策と合わせた子育て支援を「次世代人材育成対策」と位置づけ、子どもを育てることを地域社会の義務と宣言しております。地域、あるいは世代を超えて支援する体制と既存制度の見直しに取り組むとしてしています。一方、山間地域における子育て対策は、若干違おうだろう、若者定住対策と一体でないと進まないという視点から、地域ごとに策定する地域計画において、これまでの地域の取り組みを検証し、若者定住対策をまず市民自ら検討していくことを基本に据えたうえで、行政の責務として、住む場所によって不

安を増大させない総合的な次世代人材育成対策に取り組むとしています。

次の「イ」では「地震防災対策と消防力の強化」を上げ、新城市地域防災計画に基づく総合防災対策を推進するとし、自主防災組織や防災ボランティアの育成・情報・広報体制の整備と地域の消防力の強化をあげています。

最後に「ウ」として、「地域医療体制の確立」をあげました。市民の皆さんにご心配をおかけしている市民病院の役割に触れながら、地域医療体制の基本が初期治療を担う地域内の民間医院や診療所と、市民病院との連携・役割分担が基本であり、住民ニーズでもある地域完結型医療体制の確立に向け、昨年、発表になりました「市民病院経営改善アクションプラン」に基づく取り組みの方向性を示しています。

次に最後の第3章に移りますが、ここでは「計画を推進するための行動指針」としまして、公共を担う市民、議会議員、市長、市職員の役割と行動について明確にすることを試みました。策定委員会では、議会・議員を加えるのはどうかという議論もありましたが、自治を推進する主体として欠かせないとの考えから、その役割を掲載しています。内容については説明を省かせていただきます。

次に、この総合計画を定着・推進するための進捗管理について6つほど取り組みを載せています。1つ目は、「多様な市民ニーズの把握と市民意向調査の実施」とありますが、「市長への手紙」や行政区からの要望、行政懇談会、地域審議会、パブリックコメント制度などの既存制度の充実と市民提案の機会拡大に努めるとともに、先ほど「計画の期間」のところでも説明をいたしました。市長任期ごとに行う基本計画・実施計画の定期的な見直しに合わせ、市民意向調査を実施するとしています。

2つ目は「進捗を管理するための市民委員会の設置」としまして、総合計画の定着状況、施策・事業の進捗を管理するため、総合計画審議会の委員経験者を含めた市民による「総合計画市民委員会」仮称ではありますが、これを設置し、市民による総合計画の進捗管理を実施します

3つ目は「中長期の財政計画・財政推計の公表」です。市民との情報共有、計画的な財政運営の見地から、総合計画の実施計画の基となる施策・事業シートとともにこれらを公表して参ります。

4つ目は「施策・事業シートの作成と予算編成に合わせたヒアリングの実施」ですが、毎年の予算変において事業の目的や成果指標等を記載したシートを作成・検証し、ヒアリングにより事業実施の有無や優先度を決めていきます。

5つ目が「総合計画と予算編成・財政計画との融合」ですが、これまで総合計画に登載された事業の中には、市民に対して何ら説明がなされないまま実施に至らない、あるいは事業年度が遅れていくものが見られましたが、総合計画の実効性を確保するためには、原則として実施計画に登載された事業は、予定する年度の予算編成に計上されることとし、事業の見直し、追加・入れ替えを行う際には、事前に総合計画市民委員会へ諮るという担保を設けたいと思います。

最後、6番目ですが、総合計画市民委員会が運営する市民ワークショップ、シンポジウム

を開催し、市民による市民自治の推進を行って参りたいと思います。

以上が第1章から第3章までからなる基本構想ということになりますが、お手元に別にお配りしたカラーコピーに基本構想の構成をまとめさせていただいています。上から「計画策定」の背景に始まりまして、「計画策定の趣旨」、「3つの視点」と続きまして、「まちづくりの基本理念」～新たなな公共姿が導く市民自治社会の実現～があります。その下に「市の将来像」これは検討中ではありますが、そこから二つに分かれまして、行政の責任で行う「行政経営戦略の基本方針」と市民と行政が協働で進める「めざすまちの姿」がある。それを支える「重点・共通プロジェクト」があり、それを推進するための「行動指針」があると見ていただければと思います。今後ですが、事務局では、構想と合わせて基本計画の策定作業に入っていきます。年齢別人口や産業別人口といった「基本指標」や「行政経営のビジョン」さらに「分野別基本計画」として、ここでは具体的な施策として成果目標、これは何のために施策をするのかという目標を明らかにし、さらに成果指標、何を持って成果を判断していくのかという指標になりますが、これを明らかにしていく。それから「協働指数」というのがありますが、それぞれの事業ごとに市民の皆さんとの協働をどのスタンスで行うのか、どこが主体となって、あるいはどこが主導して進めるのか、5段階の指標で市民の皆さんにお知らせしたいと思っています。また、「実施計画」では、財政計画あるいは実施計画のシートを添えたものを積み上げていきたいと思っています。今後こうした作業を進めていくということを確認いただければと思います。以上で総合計画基本構想（案）の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（会長）

はいどうもありがとうございます。非常に中身が盛り沢山となっております。基本構想ですから、これからの新城市の方向性などの中身を集約したものとなっておりますので、それぞれが非常に重要なものだと思います。これからご意見をお伺いしますが、内容が多いので、第1章から第2章の基本構想の「4 まちづくりの基本理念と将来像、将来目標」まで、ページ数でいきますと9ページまでですか、まずはここで区切りまして、ご意見をお伺いしたいと思います。ご意見をお願いしたいと思います。

（C委員）

第1章から教えていただきます。1ページの冒頭にありますように、市町村の合併により新城市が誕生いたしました。17年10月1日ということですから間もなく2年になるかと思えます。なによりも最初に確立させなければならないものとして、市の木、市の花、市民憲章があるかと思えます。対等合併でありますので、新たに見直す必要があると常々感じておるわけです。その点はいかがでしょう。

（事務局）

市の木、市の花、市民憲章等につきましては、合併の協定項目の中で「新市において定める」という調整結果になっております。新城市と同じように合併を経験した市町村の中には、合併時にそれらを定めている場合も見られますが、合併時の考えでは、合併後において市民の皆さんから、定めることが必要であるといった意見が頻りに聞かれるようにな

ってから定めてはどうか、という考えに基づき今日に至っております、今現在、定められていませんし、策定に向けた動きは伺っておりません。ただ今の委員のご発言の内容につきましては、ご意見として受け賜わらせていただきます。

(C委員)

ただ今ご答弁をいただきましたけれども、平成17年に3,232の市町村が存在いたしましたが、現在1,804市町村に統合されたとお聞きしております。果たして合併によって誕生した新しい市町村の中で、未だに市の木、市の花などが定められていない市町村があるのでしょうか。私は全部を知りませんが、新しい市が誕生したのですから早急に決めるべきだと思いますがいかがでしょうか。

(会長)

市の花・木などは、それは重要なことだと思うのですが、総合計画の基本構想の中身に文言が入ってくるということではないと思います。総合計画とは別に決めていくということだと思いますが、事務局それでよろしいでしょうか。(はい。)委員さんからそういった意見があったということで事務局の方で書き留めておいていただくということによろしいでしょうか。・・・その他にご意見はございませんか。はいどうぞ。

(A委員)

この基本構想(しんしる経営戦略プラン)が25日に送られてきましたので一度読んでみました。こんな難しい文章を一般市民の人が分かるのでしょうか。もう少し分かりやすい丁寧な言葉で説明できないか、それがまず私の感想です。それから文章の中身に役人用語が随所に出てきます。そういった役人用語を十分説明いただかないと、一般市民には理解されないと思うのですがどうでしょうか。

(D委員)

今の意見に関連するので申し上げますが、カタカナが多すぎるということ。理解できない言葉が多い。まあ大体は理解ができるのですが、マネジメントサイクルであるとか、少し分からない言葉が多い。何とか日本語にならないのかと思います。それから事前にいただいたので一度目を通したのですが、なかなか理解できなかったので、2~3回読みました。そこで苦になったのが、最後の結びの言葉です。「めざします」という言葉。「進めます」「図ります」「推進していきます」「心掛けます」「努めます」「確保します」「配慮します」「定着させます」「構築します」など、いろんな言葉が使われている。例えば「めざします」と「推進します」「取り組みます」がありますが、これらは少し整理する必要があるのではないかと思います。「心掛けます」と「配慮します」という言葉もある。もっとも、使い方に意味があればそれをお示しいただければと思います。それから心構えの問題として一つ申し上げますと、「努めます」はまだ取り組むということが感じられますが、「期待されます」という言葉は、果たして取り組みを進めるのか進めないのかはつきりしない。細かいところですが、言葉によってずいぶん取り組み方に違いがあるような気がしますので、少し整理してはと思います。総論としては、構想(案)はよくできていてよろしいかと思うのですが、少し苦になりましたので申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。ただ今、表現上の問題がいくつか出ておりますが、その他、表現上の問題を含めましてございますか。

(E委員)

私も、表現上の問題ということで、読んでおりました少し言い方が回りくどい。もう少しすっきりした言い方にならないかなということを感じました。たとえば、「運営」と「経営」の使い分けで、言葉がごちゃ混ぜになっているような気がしたり、また「全国に広がる中山間地における都市経営の先駆者」ということが果たして必要が、削除してもいいのではという気がします。中山間の都市というものをどう作るのか、建設的に進めるという言葉でいいのかと思います。それから内容のことですが、「市民ニーズが多様化する中で、すべての市民に満足を届けることはできません。そのため公共の担い手を行政以外に広げ、サービスの質を確保していこうと思います。」とありますが、ここの言葉遣いも「できません」と言っていながら、進めていこうというところに何か無責任な感じがいたします。7ページの下から3行目に「行政は自らの責任において、行政経営の戦略と手法を常に示すとともに、行政経営のマネジメントサイクルに基づく進捗状況の公共、評価、見直しを市民の視点で行うこととします。」とありますが、まず行政が何をするのかを示したうえで、その後で市民との協働で物事を進めていくという表現にした方がよろしいかと思います。また、6ページのところで、施策・事務事業の見直しを取捨選択、入れ替え方式でやっておりますが、これは11年間の計画ですので、首長さんが変わってしまうと大幅に見直すということでは、いつまでたっても目的地にたどり着けないのではないかと。ここの言葉遣いをもう少し消していく方がいいのではないかと。私はやはりローリング方式がいいのではないかと。以上です。

(会長)

いくつか具体的な表現のご指摘がありました。これは基本構想の内容に係る問題も含んでいるだろうかとも思いますが、・・・はい、どうぞ。

(A委員)

10ページのところに、「成果重視型の行政経営への転換を図る」とありますが、行政が本当に積極的にそのようにしていいのか疑問があります。市民との間でいろんな面でぎくしゃくしてくる、そんなことが起きないかなと心配をするのですが、その辺の考えがあるのであれば具体的に説明してほしいのですけれども。市民参加を強調するというのも書かれていますけれども、一方ではマネジメントでいきますよということですから、その辺のところをもう少し説明していただけたらと思うのですが。

(会長)

はい、今のご質問は、「市民参加」と「行政経営」とが結びつくのかという趣旨のご質問かと思っております。読んでいて少し分かりづらいということかと思っております。また、それは最初にご指摘いただいたことと競合するのかなと思っております。流れとしては大変素晴らしい内容を持っているが、それが市民一人ひとりに的確に伝わらないのではというご指摘だと理解

いたします。今、事務局からから説明しろというのもなかなか難しいかと思いますが、基本構想というのが今日で決定ということではなく、次回以降いろんな議論を予定してございますので、事務局の方で表現上の問題はさらに精査していただくということになるかと思えます。そのようにご理解ください。

(F委員)

全般に見させていただいて、まずは、よくできているなという感想です。細かくいえばいろいろありますけれども、これが入口というかそういうことであれば、非常にポイントをついた計画であるかと思えます。経営だとかマネジメントサイクル、こういった言葉が出てくるということは、いくらか市の姿勢も変わってきたのかなと思えます。1ページ目の中ほどに、「最近の財政見通しによれば、何も対策を講じないまま推移すると、財政が早晚立ち行かなくなることが予想されています」と書いていますが、当然、財政計画との整合というものを考えての計画になるかと思えますが、近隣の市町村、豊川や豊橋と比較しますと、議員の数や職員の数が非常に多いと感じています。極論からいえば半分にしてもできるのではないかという思いもしております。したがって、新城にも公債費があるのですから、いかに削減するのかという計画が、いろんな中で進められていくとは思いますが、これまでの例を見ますと、その辺のところは意外に突いていけないんですね。そこを今後どのように計画で示していくのか、聞きたいのですが。

(事務局)

ただ今、いくつかのご指摘をいただきまして、お答えの順番が逆になりますが・・・まず、最後のご質問ですが、1ページ目の「財政が早晚立ち行かなくなることが予想されています」という部分ですが、合併時での状況を申し上げているのですが、今回の総合計画は、「計画策定の視点」のところでも触れていますが、実効性の確保ということを大きな目標としています。特に今回の基本構想に続く基本計画での3年間の計画というのは、財政計画と整合させるということをめざしています。財政計画と整合させることは難しいだろうという先輩職員の方のご指摘もありますが、何とかそれを達成したいということで進めております。その中で、公債費をはじめ様々な財政上の指標、例えば経常収支比率ですとか、公債費比率ですとか、財政状況を示す現在の数値とそれから今後の目標値を示すことで経営の目標をお示しできると考えています。さらに事業の取舍選択や優先度の決定などを通じまして、財政計画との整合を図って参りたいと考えております。それから、成果重視型の行政経営への転換と市民参加についてのご質問をいただきました。今回の総合計画は、大きな柱として行政経営の考え方を前面に出しております。合併当初に財政上厳しい状況に立たされたことや地方分権の流れを踏まえながら、公共とは、サービスとはいったい何なのか、行政とはいったい何なのかということ、職員ももちろん考えますが、市民の皆さんと一緒に考えていこうということを出発点にしています。そして、それらを考えるツールとして、成果重視型とか、成果目標、成果指標を設定するとかいろいろな言葉が出てまいりますが、これは行政の経営姿勢としてやっていかないと、それこそ早晚立ち行かなくなると考えています。施策をなぜやるのかという施策の目標を考え、その目標の

達成の何を持って測るのかという指標を設け、その指標を職員も管理しますが市民の皆さんもそれを見ながら監視し管理する。そういう市民参加を前提とした経営のスタイルを考えております。さらに、いろいろな方からご指摘いただいた「内容が難しい」というお話、「カタカナが多すぎる」というお話は、これまでの職員による検討の場でも出ています。何とかカタカナとか分かりにくい言葉について、文章の欄外に解説を設けるですとか、概要版として一般の方や中学生にも分かるような形をとるとか、あるいは行政用語の一覧表を設け解説を加えるなど、対処を考えていかなければならないと思います。まだまだ文章的には、職員からも語尾の使い方など多くのご指摘を受けるなかで、24日の策定委員会までの意見を踏まえ、訂正した文章を送らせていただいたところでして、今日のご意見につきましても、検討のうえ、訂正する箇所は訂正して参りたいと考えています。以上、的確なお答えとはなっていませんが、事務局の考え方を述べさせていただきました。

(会長)

いろいろな表現につきましては、今後、私の考えも述べさせていただきながら、少し改良を加えて参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

(B委員)

資料の出し方として、こういう形で出されると、これはすべてを読めということになるでしょう。さっと読んで理解しろといってもそれは無理ですよ。この内容を取りまとめたA3版1枚ぐらいの概要みたいなものができませんかね。章ごとのポイントとかを簡単にまとめて表してくれるともっと分かりやすいと思うのですが。

(会長)

では、事務局の方で、今後の会議に向けて一度調整してみてください。・・・さて、表現上の問題についてはいろいろ意見が出ましたので、一度こちら辺で締めさせていただいて、少し中身の方に入っていきたいと思います。

(G委員)

内容の確認をしたいのですが、基本構想の期間を11年間と決めてあるんですけども、どうも11年間というものに引掛かりがあるということでありまして、結局、私たちがこのまちをどのようにしていきたいのかと考えた場合にですね、例えば子どもの教育の問題、これは10年の期間ではとても無理だろうと思います。それから環境の問題なども、10年のスパンではとても考えにくい。また、自然や山の問題は50年ぐらいのスパンで考えて展開していかないとなかなか難しいだろうなと思います。今回の計画にある11年という期間でどう展開していくのかしっくりしないというのが一つ。それから、将来像の説明のところで、今回はとりあえずということでご提案があったかと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

資料の8ページにあります将来像につきましては、合併時に策定しました新市まちづくり計画の中で示めされた将来像でありまして、策定委員会に提案をして参りましたが、会議の中でも様々な意見があり、策定委員会として確定するには至っておりません。そこで



冒頭にお断りさせていただきましたように、後の審議会に再度ご提案をさせていただくということで、ご了解いただきたいと思います。

(G委員)

将来像は今後議論を経て提案があるということですが、そうなりますと先ほど計画自体の概要版をという意見もありましたが、よく企業なんかでは「特性要因図」という書き方なんかをするのですが、魚の骨の図で表すんですけれど、そうすると頭のところにくる特性・課題というものは一つしかない、あとは全部どこかの骨につながって要因を探っていくということになるわけですし、そういうことをまちづくりのイメージとして作っていただく、どういうまちにしていきたいのかということが意思統一できて、分かりやすいのかなと思いました。また、まちづくりの理念のところ「持続可能な地域社会」という言葉が書いてございますが、これは実に重要なことございまして、持続可能ということでは10年で切ってしまうのでは矛盾ができてしまうかな、どうなのかなと思ひまして、一つご検討をいただければと思います。以上です。

(会長)

はい、今、二つのご提案があったかと思ひます。一つは11年という期間とめざすまちづくりの間にギャップがあるのではないかと。もう一つは将来像のところに関わって、将来像という目標があつて、そこに至る過程が系統図のように示されると分かりやすいというご意見かと理解しましたが、表現上の問題でもあり中身の問題でもあるかと思ひますが・・・はい、どうぞ。

(事務局)

今のお話で、基本構想はなぜ11年間なのかということなんです、まちづくりの将来像は何年後を目標にするのかということには様々な考え方がある中で、将来像を実現するための施策を同時に明らかにしていく作業を進めるためには10年あるいは15年ぐらいが限界なのかなと、現実的には5年先でさえ見通すこともなかなか難しい状況にあるというのが正直な気持ちです。その要因はといえば、昨今の低成長時代を迎えた社会経済情勢であり、行政のあり方を模索するなかでの国・県の制度改正の動きの影響なのかなと思ひます。他の市町村の例を見ましても、中には30年後というところもありましたが10年ごとに見直すとしていますし、ほとんどのものが10年後を想定したもので、今回、新城が11年間としたのは市長任期を踏まえての提案でございますが、10年相当が一般的であり、基本計画の中で示す施策は3年後、4年後のものを予想し、想定していくのが精一杯なのかなと考へています。また、先ほどご提案いただきましたまちづくりのイメージ図については、将来像の再提案に合わせて参考にさせていただきたいと思ひます。

(G委員)

今の説明で、「予想」ということをおっしゃられたのですが、予想というより我々市民がどんなまちにしていきたいのか、だと思ひますね。先ほど魚の骨の絵の話をしたんですが、例えば新城のまちではどんなまちがいいのか、作手ではどんなまちがいいのか、森林というものを仕事の間として生かすにはどうすればいいのか、そういうことの市民のコンセン

サスが得られるならば、例えば「木の温もりのあるまちづくりをしよう」ということになれば、木を植えることから始まって、下刈りをすることや温もりのある木の家を作ることとか、ガードレールを木で作るとか、いろんな展開が発生してくると思います。そういった 100 年を見通した内容の絵が書ければ、まちづくりの姿も分かりやすいし、例えば水俣市では、水俣病という大きなハンデを追いながら環境首都コンテストで 1 位をとるなど、課題を克服するだけでなく環境への取り組みを売り物にし、活動が芽生えるなどすばらしいまちづくりをしている。そういう展開がここでもできればいいなと思うのですが。

(会長)

たぶん、おっしゃられていることと基本構想を定めることとは矛盾しないことだと思います。基本構想の中では、目標に至るための施策はまだ構成上出てきませんが、基本計画の中では具体的な事業として出てくると思いますし、今申されていたようなことは、その中で表されることかなと思います。その他、いかがですか。

(B委員)

この計画の中には「市民による」という言葉がたくさん出てきますよね。そうすると今回公募で選ばれた我々6人というのが非常に少ないという気がするんですね。もっとこの中に市民が倍以上いてもいいと思うのですけれど。今後は市民の公募というのをもっと多くしてほしいと思います。

(会長)

これは、また事務局の方と相談させてください。その他、いかがですか。

(H委員)

今回、基本構想を楽しみながら読ませていただきました。これまでの基本構想と随分変わった内容ですし、全国的に見ても先駆的なトライとして注目されると思いますか、表現などは何箇所か変えていく所も沢山あるかと思いますが、先駆的な経営計画として評価できていると思っています。そうした前提の上にはですが、いくつか気になった部分がありますのでお聞きしていこうと思いますが、まず 1 点目は 3 ページに地政的役割ということで、広域的なこと、新城が果たしていく役割が書かれていますが、最後に「東三河地域における広域行政のあり方と本市が果たす役割、経営戦略を積極的に発信しながら」とありますが、もう少し具体的にですね、基本構想の提案事項でありますので一度整理して、広域はどうあるべきだといったことを入れてはどうかと言うのが 1 点。もう一点は、先ほど施策面のご質問がありました。今回の計画は経営計画ということで非常にプロセスと言うものを重視していると、将来的なまちづくりについては「決別し」ということが書いてあるんですが、一面、まちづくりの姿と言うのはどうなっているのか気になるところであります。そういう点から言いますと 8 ページの将来像、それから 14 ページだったと思いますが各分野別の将来都市像、ここの間に何かすり合わせというものがあると形が見えるのかなと思います。そうすると 14 ページの言葉がやや一般的ではないか。もう少し思想、考え方と言うのがあってもいいのではないかというのが 2 点目です。それから 3 点目として、8 ページの人口推計ですが、これまでの人口推計はどちらかと言えば過大に設定されてきて、諸施設

の経営・整備もこれに基づいて設定されてきたと言えるかと思います。今回の推計では2,000人増ということで5%増を見込むということですし、先ほど具体的に見て行かれるというお話でしたが、構想に入れるかどうかは別にして、具体的に示していただきたいと思っています。以上3点です。

(会長)

どうもありがとうございました。その他、どうでしょうか。

(D委員)

私は作手の区長会長ということで、過疎対策についてどうしてもしっかり入れていただきたいと思っています。高齢化というものは止めるわけにはいかんと、しかし高齢化率というのは子どもが生まれれば下がるんですね。だから少子化対策ということとを計画の中にしっかり盛り込んでほしいと言うことと、過疎対策をどう盛り込んでいくかという2点ですね。対策にはいろいろ方法があるかと思いますが、何か対策を積極的に打たなければだめだと思います。旧作手村では前々回の総合計画で「生き生き定住4000人構想」というものを打ち出し、具体的に花嫁花婿対策報奨金とか定住報奨金を設けましたし、若者向けの住宅を建てたり、宅地分譲も行いました。実際に一時的でしたが人口は増えましたし、新城市でも具体的に対策を打ち出していただき、「期待される」と言う表現ではなく「対策を盛り込む」と言う表現にしてもらえたらと思います。

もう一つは高齢者対策ですが、運転できなくなった高齢者の足の確保のため、公共交通機関の整備をすることによって、高齢者でも安心して暮らすことができると思います。こういう具体的なことを盛り込んでいただきたい。これは作手だけの問題ではなく、やがて鳳来や新城にも及ぶことになる。全体的には人口は減少傾向にあるわけですから、高齢化が進む分、少子化対策をしっかりやる必要があると思うことが一点。それからインターチェンジへの期待の話ですが、先ほどの説明で、流通中心核という言葉をなぜ消したのか良く分かりませんが、流通が盛んになれば周りに住宅が増えると言うのは間違いだと思う。豊川を見れば明らかだと思うのですが、トラックの倉庫ができただけで40年経って結果が出ていると言える。あまり大きな期待をかけると間違うのではないかと心配する。もし、本当に進めていくのであれば具体的にやっていかないと、期待する程度ではだめだと思う。

(会長)

少し、具体的な提案がいくつか出てきていますが、事務局からコメントはありますか。

(事務局)

先ほど過疎対策に絡んで少子化対策の話が出ました。19ページの安全・安心プロジェクトの中の子育て支援の中で、新城市内の子育て支援というのは、新城の市街地、あるいはその周辺部と、山間部とでは若干その状況が違おうとしています。本文では「山間地域における子育て(若者定住)対策については」と言う表現がしてありますが、作手でも宅地分譲や住宅建設を行政施策として行ってきましたが、これを全市に広げていくということも難しいと思います。過疎対策・若者定住の基本は、あくまで地域における各家庭の世代更新だと思っています。宅地分譲や住宅建設も地域活性化の大きな手段であることに間違い

はありませんが、それはあくまで地域への起爆剤であって、本筋ではないだろうと思います。そこで地域計画に絡めて市民自らが地域担当職員の支援を受けながら対策を考えることをまず進めながら、行政としても何をするのが一番地域のためになるのかを考え、計画では「住む場所によって不安を増大させない総合的な次世代人材育成対策に取り組みます」とさせていただきましたが、委員からご発言のありましたように「過疎」を切り捨てるということは決してできないわけで、過疎と向き合いながらそこに住む市民の暮らしを考えていくことが必要であるという姿勢を示させていただいています。

それからインターチェンジの話ですが、「流通中心核」という言葉が、話にありました豊川のトラックターミナルを想像するというので、その言葉を外すべきだという意見が策定委員会でありました。今日の資料には「流通・交流の玄関口」という表現をさせていただきましたが、後日の会議の場に定住を促進するための表現を加えた新たな提案をさせていただくよう準備をしていますのでご理解いただきたいと思います。

(会長)

はい、他にどうでしょうか。

(I委員)

私は37歳のときに総合計画の審議会委員として出席をしたことがあります。それ以来いろいろな総合計画を見てきましたが、今までで一番いいものかと思っています。私も経営者の端くれですから、夢ではダメなんで、実現する喜びを味わえないと経営としては潰れちゃうんですね。今までのものは本当に絵に描いた餅であって、内容も分厚いものでして、よくぞここまでスリムにしたなと思います。特に市の職員に経営感覚を持たせるとか、いいことだと思いますし、ある市で市長が経営者になったら職員が半分になったとテレビでやっていましたけれども、経営者が見たらすぐムダが分かるんですよ。常に動物的本能で見えていますので、会議なんかでも短く簡潔にしなければいけない。私が申し上げたいのは、合併の目的は経費の削減なんですよ。お金のない同士の合併であり、商工会の補助金も半分ぐらいになった。要はトップ、市長によって経営というのは変わるんですよ。幸い市長は意欲的でやる気があるし、なんと言っても若いということがいいですね。総合計画の基本構想、これでもまだ大変なボリュームですよ。これだけのボリュームをやるには市長一人では足りないです。私も後から副市長制をなぜ提言したかということが分かりました。これだけ大所帯であれば、副社長がいて担当専務が2人から3人必ずいるわけですよ。市長の日程を見ても大変です。副市長2人制というのもこういうものを実現するためには絶対必要なんです。今日は議員の皆さんもおいでですので、次回はぜひご検討いただきたいと思います。

また、インター周辺整備の件ですが、今、法律がめまぐるしく変わっているときなんで、県の幹部のお話でも、これまでできなかったことが可能になっていることがたくさんあるといます。山村だからできるという法律など様々なものが変わってきている。一度こうした勉強会の機会を設けますので、市の職員もぜひ参加して勉強してもらいたいと思います。いろいろな面でこれらを実現するためには、リーダーシップというのが大切になるわ

けで、それを発揮するための体制をしっかりと作っていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(会長)

はい、ありがとうございました。時間も 2 時間を過ぎましたが、まだご発言していない方はいかがでしょうか。

(J 委員)

教育の分野の将来像ということで、14 ページにあります。これを具体化するというのが非常に難しいと思っています。皆さんご承知のように鳳来・作手地区では合併をせざるを得ない、2 年後には入学者がゼロになってその後数年間そういう状態が続くということがあります。しかし、そういう判断や研究というものが先生や教育関係者だけのものかということ非常に引掛かっています。その地域から小学校や中学校が消えるということは、過疎化を一層進めるものであり、また、住民の思いを考えますと非常に寂しさを感じるわけですが、一方で全校で 7 人 8 人という学校を存続させることがいいのかどうかという問題を今後市長さんとも相談をしていきたいと思いますが、大きな行政という枠で新しい人たちを地域に迎えていこうとする中で、学校がない、病院がないというところに迎えることは無理だと私は思います。長いスパンでその地域に住む若い人をどう育てていくのかということ、しっかり計画を立ててやっていかないといけない。その場しのぎではいけない。例えば今、耐震化の問題がありますが、耐震工事をして、その後合併して学校がなくなったという、ちぐはぐがあってはいけないなとも思います。そういう意味で、市の行政の一環という中で同じ方向になるように、学校の問題も、施設の適正配置や住民の合意という問題も含めて取り上げてもらって、ちぐはぐが無いように進めていっていただければと思います。

(会長)

今の問題については、今後、専門部会の中で具体的な施策をご検討いただき、進めていくと思いますので、ご検討をお願いしておきたいと思います。他にいかがですか。

(K 委員)

私は計画案というのはあまり具体的でないほうが良いと思います。具体例を次から次へと出してしまうと、いろいろな方の意見がある中で、実行するのに困ってしまうと思うんです。要はどうやって実行できるかということが大事だと思います。だから構想にはあまり具体的なものを盛り込むのではなくて、これで十分なのではないかなと思います。そして実行するときには市民の入り口がどこにあるかということが少し抜けているかなと思いますので示していただきたい。基本構想としてはこれで十分だと思います。

(会長)

基本構想ですから元々具体的なものを一つ一つ入れるものではないと思いますが、いろいろ出た具体的なものは、今後の基本計画や実施計画の中で検討されることかと思います。

(J 委員)

確かに基本構想があまり具体的である必要はないかもしれませんが、総合計画全体の中

では、具体性や将来性が盛り込まれていないと、あまりにも絵に書いた餅ではいけませんので、委員さんがそれぞれ具体的なものを求めながら、全体的にまとめていくということですので、構想だからといって抽象的な言葉だけに終わっては実現性に乏しい。字面がどうのこうのでなく、将来の計画ですので具体性がなければいけないし、文章に盛り込むかは別としてそうした議論は必要だと思います。

(会長)

まあ、14 ページのところは先ほどもご意見が出ていまして、また事務局でもご検討をいただけたと思います。

(事務局)

14 ページの分野別将来都市像については、基本的な内容をうたっているに過ぎず、今後、この方針に基づいて基本計画ではいろいろな施策が出てくる予定で、生涯学習、文化、学校教育等々について、基本方針があり、それを達成させるための施策があり、施策を管理する指標があり、事業もあるという体系になります。よって、基本構想で示すのはこの程度なのかなと思いますし、ご指摘を受けて、将来像との兼ね合いや次の展開が分かるような表現を工夫していく必要があるか、検討して参りたいと思います。

(L委員)

一つだけお願いをしておきたいと思います。行政の中に経営理論を持ち込むというのは、非常に興味深い話でありますし、他の委員さんからもお話がありましたように、確かにムダとか経費節減の意味を込めて非常に厳しいわけですから、行政運営にこうした手法を取り入れていくことに何の異論もないわけですが、国の状況もそうですが、格差の問題がいろいろところで議論になっております。また、この計画の中にも次世代対策のところでは教育の問題を含めまして、いつでもどこでもサービスを同じように受けられるようにということが書かれていますが、とかく効率性ということが優先されがちになります。こうした広い地域でありますので、農業政策なんかもそうなんです、中山間地の農業は経営的に成り立たないからという理由で、国の補助施策とか何かが切り捨てにされてきている。一部、「土地・水・環境」の事業の中で僅かな涙銭を出してですね、(そういった言い方は失礼ですが、ある程度の施策はうたわれていますが。)効率化の中で、高齢化の進む人口密度の少ないところですね、悪いことはどんどん社会資本整備が遅れていく。公平なサービスが受けられないという事態が生まれてきているわけですので、地域というのは当然、自ら治めるといって、住む人の自立・協働が原点であることは確かなんですが、あんまり状況が進みますと、今、限界化阻止ということが言われていますように、集落として成り立たないという状況が生まれているわけですので、旧新城市でも決して人口が多いわけではございませんが、作手・鳳来の方はそういったところがいくつかあるわけですので、計画策定にあたっては十分配慮していただきたい。先ほど委員さんから過疎地の話がございましたが、中山間地を抱える自治体として、是非そうしたことに十分配慮された計画の策定となるよう心配りをいただけたらと思います。以上です。

(会長)

ありがとうございました。時間がだいぶ押しておりますけれど、ご意見の方はよろしいでしょうか。今日で議論が終わるわけではないので、また次回、改めてお伺いすることとしたいと思います。それでは、司会の方を事務局に戻したいと思います。ありがとうございました。

(事務局)

はい、ありがとうございました。事務局の方から最後に一点ほどお願いいたします。次回の会議日程でございますが、8月22日または23日のどちらかで開催したいと思いますがいかがでしょうか。さらに、その次の第4回目となります審議会を8月31日か9月3日に行いたいと思いますがいかがでしょうか。ご協議いただきたいと思います。

(各委員)

日程協議・・・

(事務局)

では、第3回の審議会を8月23日(木曜日)午前10時から開催し、第4回を9月3日午後に開催することをお願いいたします。今日は長時間にわたるご審議、ありがとうございました。

=開会 午後5時35分=